

奈良県タクシー利用型観光地づくり事業業務委託仕様書

1. 事業の名称

奈良県タクシー利用型観光地づくり事業

2. 事業目的

タクシーを活用した新たな県内周遊を提案することで、観光客が、県内に点在する観光スポットを快適に巡り、県内での滞在時間の延長や県内消費の拡大、県内宿泊率の向上につなげることを目的として、令和3年度において、課題の検討及び観光タクシーコースの造成等を実施した。令和4年度は、昨年度検討した課題を踏まえ、魅力あるモデルコースとドライバーのもてなしにより、「観光タクシー」の利用を増加させることで、周遊・滞在型観光を推進することを目的とする。

3. 委託期間

契約日から令和5年3月31日まで

4. 委託上限額

金 4, 496, 360円（消費税及び消費税に相当する額（10%）を含む）

5. 事業内容

下記事業を実施すること。また、事業実施地域及び対象タクシー事業者は、県内全域とすること。

（1）事業勉強会

奈良県での「タクシー利用型観光」を推進するために必要な課題について議論するため、勉強会を実施すること。また、商品造成やプロモーションの実施にあたり、事業を効果的に実施できるよう、必要に応じてアドバイザーを手配すること。

勉強会対象者：奈良県タクシー協会及び県内タクシー事業者（別紙1）、県

関係者：関係市町村、観光協会等「タクシー利用型観光」の推進のために必要な者

（2）商品造成

令和3年度に検討を行った観光タクシーコースについて、最低3コース以上を企画商品として造成すること。その際、コース内の訪問地等に対して、販売に向けた交渉、調整、諸手続を行うこと。

また、造成したコースについて、タクシードライバーが十分な観光案内ができるよう

に取り組むこと。

(3) プロモーション

県内で既に実施している観光タクシーについてとりまとめ、利用促進に繋がるプロモーションを実施すること。

6. 業務における留意事項

- (1) 事業実施において、内容、時期、期間等タクシー事業者等関係者と調整を行うこと。
- (2) 本事業においてタクシー事業者と連携する際は、奈良県タクシー協会を窓口とすること。また、タクシー事業者及び周遊地域の偏ることがない様、奈良県タクシー協会と協議の上、本事業を展開すること。
- (3) 事業実施において、新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。
- (4) 当課との打合せ会場の手配及び打合せ資料等の準備を行い、また、打合せ議事録、研修議事録を作成し、速やかに県に提出すること。
- (5) 講師及び有識者にかかる謝金、交通費及び会場等使用料は、実績払いとすること。
- (6) 各業務については、県と協議した上で、その決定に従うものとする。

7. 業務実施体制

本業務を行うため、業務を円滑に遂行できる体制を整備すること。

8. 実績報告等

受託者は、業務が終了したときは、事業実施にかかる取組の経過や成果等を実績報告書として2部作成し、事業完了後、速やかに提出すること。実績報告書、記録写真及び研修資料等は、別途、DVD-R等電子媒体にデータ保存して提出すること。

9. 経費処理

経費処理にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 受託者は、本業務に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿をそろえるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 経費にあたっては、その支出の内容を証する帳票を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

10. 秘密保持

受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知

り得た秘密を第三者に漏洩、開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

11. 個人情報保護

受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本事業処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12. 紛争等の防止

本業務において、紛争等が起こらないように十分留意すること。万が一、紛争等が発生した場合には、受託者の責任において紛争等の解決に努めるとともに、速やかに県に報告しなければならない。

13. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

（１）奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

（２）本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第１１条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第４８条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第２７条の規定による被保険者（同条に規定する７０歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

（３）本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

14. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を実施することが困難な場合は、事業実施の延期等を県と受託者で協議し、必要に応じ契約内容の見直しを行うものとする。
- (2) 本事業の実施の際に生じた特許権・著作権等の知的財産権は、原則として委託者である県に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、県と協議するものとする。

(別紙1)

**奈良県タクシー利用型観光地づくり事業
事業者勉強会対象者**

営業区域	所 属	備 考
奈良市域交通圏	奈良近鉄タクシー（株）	
生駒交通圏	生駒交通（株）	
西大和交通圏	ひまわりタクシー（株）	
山の辺交通圏	日の丸交通（株）	
中部交通圏	橿原タクシー（株）	事業者代表
中部交通圏	（有）高田交通	
金剛交通圏	五條二見交通（株）	
大台交通圏	千石タクシー（有）	
	（一社）奈良県タクシー協会	